

令和2年4月28日

認証保育所ご利用者様

足立区教育委員会 教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の  
5月の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区では国の緊急事態宣言の発出を受け、令和2年4月9日から5月6日までの間、全ての認可保育園及び認証保育所において臨時休園をしております。

5月7日以降、緊急事態宣言期間が延長されるかどうかについては、現在、国が検討しておりますが、現在のところ都内の感染の収束が見通せないことや継続的な感染拡大防止の必要性から、**臨時休園及びそれに伴う緊急特別保育を継続することといたしました。**

国や都から緊急事態宣言の解除等、今後の方針が示された場合には、お子様が安心して保育サービスを受けることができるかを最大限考慮した上で、速やかに区の方針をお知らせいたします。

引き続き、多大なるご不便をおかけすることとなりますが、子どもや保護者の皆様、また保育士等への感染拡大を最大限に防ぐためにも、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 1 緊急特別保育の実施について

引き続き、緊急特別保育を実施いたします。実施条件は従前のとおりです。緊急特別保育を希望される場合、在籍の各認証保育所にお申し出ください。

### 【緊急特別保育を必要とする保護者の例】

社会生活を維持する上で必要な施設に関連する業種の従事者（医療施設、食料品販売施設、警察署、消防署など）、その他、ひとり親世帯等で、保育所での保育ができないことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者

**※上記の例に該当しない場合であっても、家庭での保育が著しく困難な場合は、お通りの園にご相談ください。**

## 2 5月分の保育料の扱いについて

保育料等の取り扱いについては、各認証保育所にお問い合わせください。

問い合わせ先：子ども施設入園課認証・認可外保育係 電話 3880-8013  
FAX 3880-5703